第二十四条		
書面の提出	（略）	規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出
書面の提出等	（略）	当該存続厚生年金基金に対し、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面の提出又は当該事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供

第二十五条		
第二十五条　年金たる給付の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、変更前の氏名を記載した届書に、次の各号に掲げる書類を添えて、基金に提出しなければならない。 一　年金証書 二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本	（略）	（略）
第二十五条　年金たる給付の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、変更前の氏名を記載した届書を提出し、又は電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。 2　前項の届出に当たつては、氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならない。ただし、署名用電子証明書の送信をすることにより、確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	（新設）	（新設）

第二十六条		
速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出 性別及び年金証書の番号	（新設）	（新設）
存続厚生年金基金に対し、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供 性別及び年金証書の番号又は基礎年金番号	（新設）	（新設）

第二十四条		
（新設）	（略）	機構保存本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）
（新設）	（新設）	（新設）